

○武蔵野大学薬学部任期制専任教員規程

(平成16年 1月29日)

改正	平成20年 4月 1日	平成20年 9月25日
	平成25年 4月 1日	平成26年 4月 1日
	平成30年 5月25日	令和 2年 6月 1日
	令和 4年 6月 1日	

(目的)

第1条 この規程は、大学教員等の任期に関する法律第5条及び武蔵野大学薬学部就業規則第7条第2項に基づき、任期契約の専任教員に関する事項を定めることを目的とする。

(任期及び更新基準)

第2条 任期(有期雇用契約期間)(以下「任期」という。)は、3年以内とする。ただし、労働基準法第14条第1項第1号に定める博士の学位を有する者等については、任期5年以内とすることがある。

2 前項の任期は、更新することができる。ただし、労働契約法第18条に定める通算契約期間(非常勤を含む)が10年を超えないものとする。また、任期更新は、定年制の専任教員の定年年齢である満65歳に達した日の属する年度の末日までとする。

3 任期中又は任期満了後に本人の同意を得て定年制へ移行する場合がある。

4 任期更新又は定年制移行については、次の基準及び別に定める基準を総合的に判断してその可否を決定する。

(1) 教育・研究組織又は教育課程の改編等により判断する。

(2) 任期中の教育・研究の業績により判断する。

(3) 任期中の勤務成績、態度又は職務能力向上の見込みにより判断する。

(4) 学校法人の経営状況により判断する。

5 任期を更新しない場合は、任期満了日の30日前までに予告する。

(待遇)

第3条 給与、賞与及び退職金の支給については、その有無も含めて別に定める。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度までに採用した助教については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第4条第1項に定める労働契約は、平成25年4月1日以降の契約から適用する。

附 則(第2条～第4条改正)

この規程は、平成30年5月25日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(専務理事及び学院長並びに学内理事者会の廃止に伴う規程改正規程制定による改正)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(第2条第4項、第5項改正、第2条第6項削除)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。